

## 倫理規程（行動基準）

公益財団法人東京都予防医学協会（以下「この法人」という。）は、その設立の趣意に基づき、東京都民の予防医学に関する知識の普及を図ると共に、疾病予防のための各種健診・検査、健康支援及び健康教育等を行い、もって都民の健康を守り、これを向上させ、福祉の促進に寄与し、公衆衛生の向上に資することを目的とし、一貫とした事業活動を行ってきた。

特に新しい公益法人制度の発足に伴い、民間公益活動という市民活力の有力な担い手として公益法人の役割は、国内はもとより国際的にも益々重要性を増してきており、この法人も時代の要請に積極的に応えていかなければならない。このような認識のもと、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

この法人の役員、職員、再雇用勤務者、嘱託勤務者、短時間勤務者、日々雇い入れられる者等全ての従業者（以下「役職員」という。）は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

### （組織の使命及び社会的責任）

**第1条** この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらなければならない。

### （社会的信用の維持）

**第2条** この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### （法令等の遵守）

**第3条** この法人は、関連法令及び定款、倫理規程（行動基準）その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

### （私的利益の禁止）

**第4条** この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

**第5条** この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

**第6条** この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人の権利の尊重)

**第7条** この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

**第8条** この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

**第9条** この法人は、必要あるときは、理事会等の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

(改 廃)

**第10条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**附 則** この規程は、令和7年10月21日から令和8年3月実施の理事会決議まで、暫定運用する。

この規程は、令和8年3月24日から施行する。